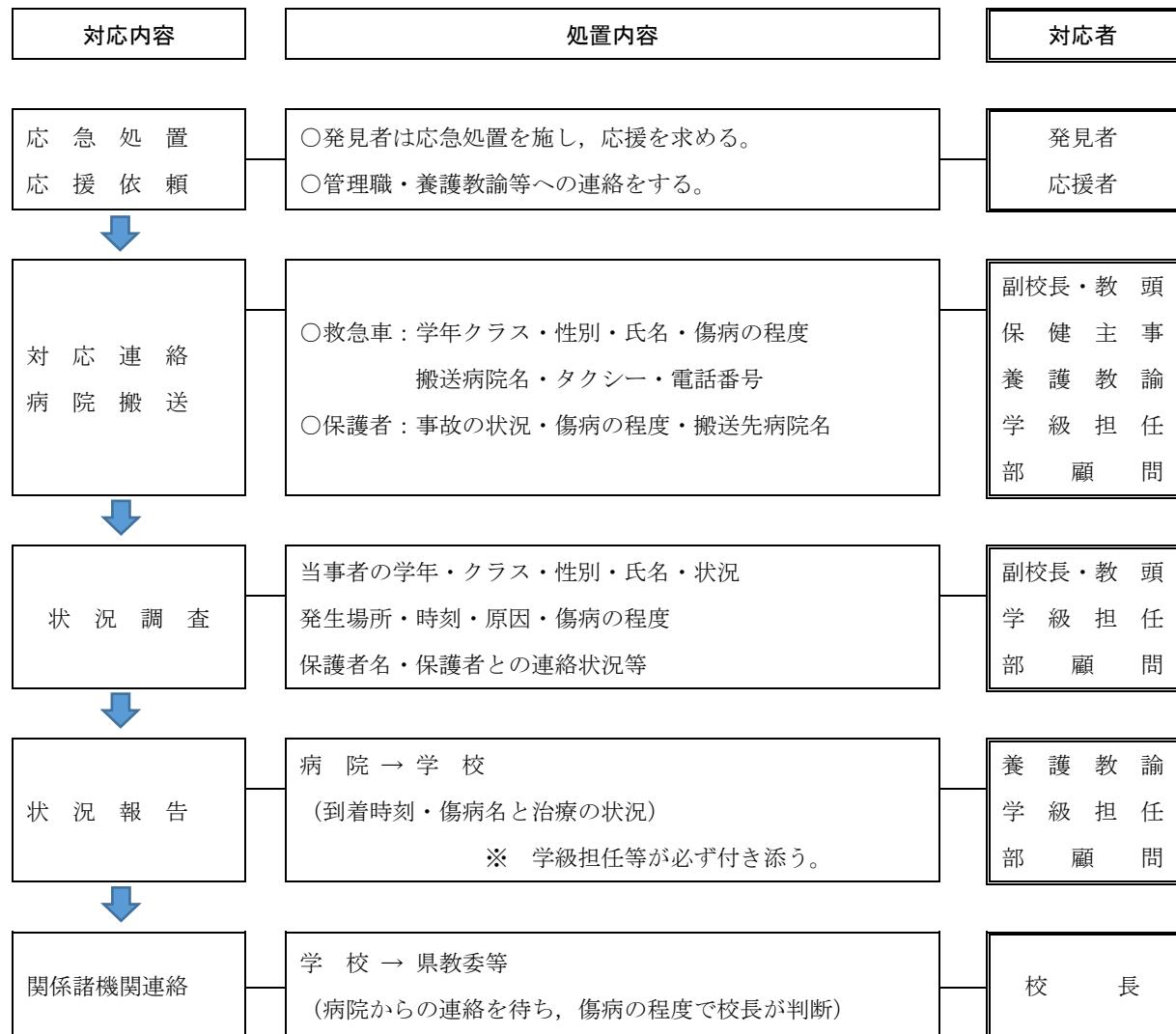


18 生徒の事故

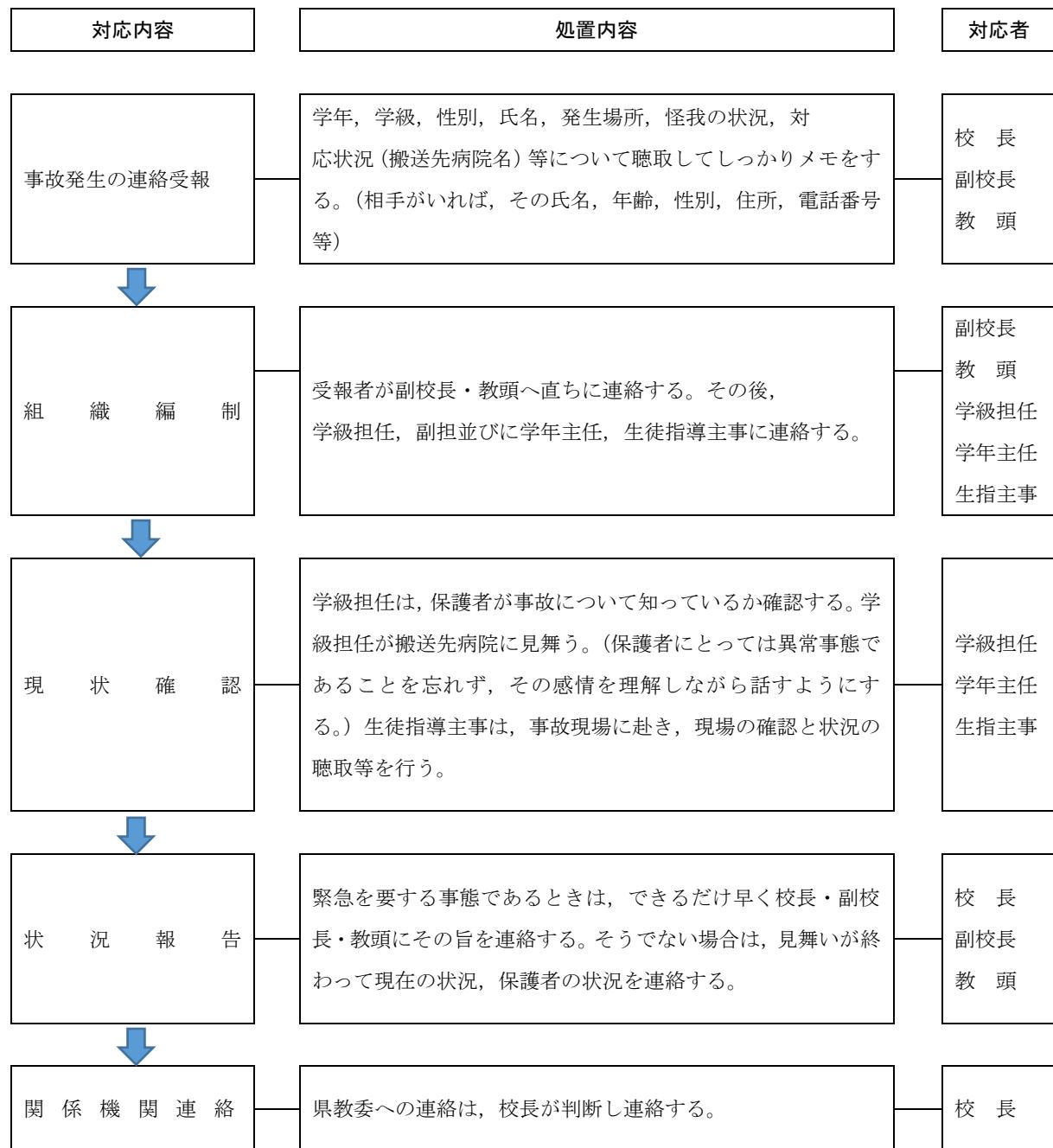
(1) 学校内



【留意事項】

- ① 保護者への連絡は、相手を動搖させることのないよう、落ち着いて連絡すること。
(事故の状況、傷病の程度、搬送先病院名、付き添い職員名、保険証の持参等)
- ② 万一事故が発生した場合には、次ページの緊急連絡体制表により、関係者および関係諸機関に速やかに連絡すること。
- ③ 加害者がある場合には、その加害者の保護者に対しても必ず状況説明の連絡をする。
- ④ 生命にかかる事故等の場合は、校長もしくは副校長・教頭が病院に赴く。
- ⑤ 事故者を病院等へ搬送する場合には、救急車かタクシーを利用し、職員の自家用車等は使用しない。
- ⑥ 報道関係者・部外者等への対応は、校長もしくは副校長・教頭が行う。

(2) 学校外



(3) 学校内・外の生徒事故対応メモ

事故者 氏名	男・女	クラス		担任		保護者名	
T E L		保護者との連絡状況					

相手方氏名	男・女	年齢		T E L	
住 所					

発 生 日 時	平成 年 月 日 ()	時間帯	
発 生 場 所			
症 状			
原 因 等			
現場と発生の状況等			
搬送先病院名		T E L	
病院での様態			
対 応 状 況			
保護者との連絡			

(4) 「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

事 故 発 生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

学校の設置者による詳細調査
への移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

(5) 様式第17号(第48条関係)

生徒事故報告書

6040—〇〇〇

令和〇年〇月〇日

宮崎県教育委員会教育長 殿

宮崎県立宮崎北高等学校
校長〇〇〇〇〇

次のとおり報告します。

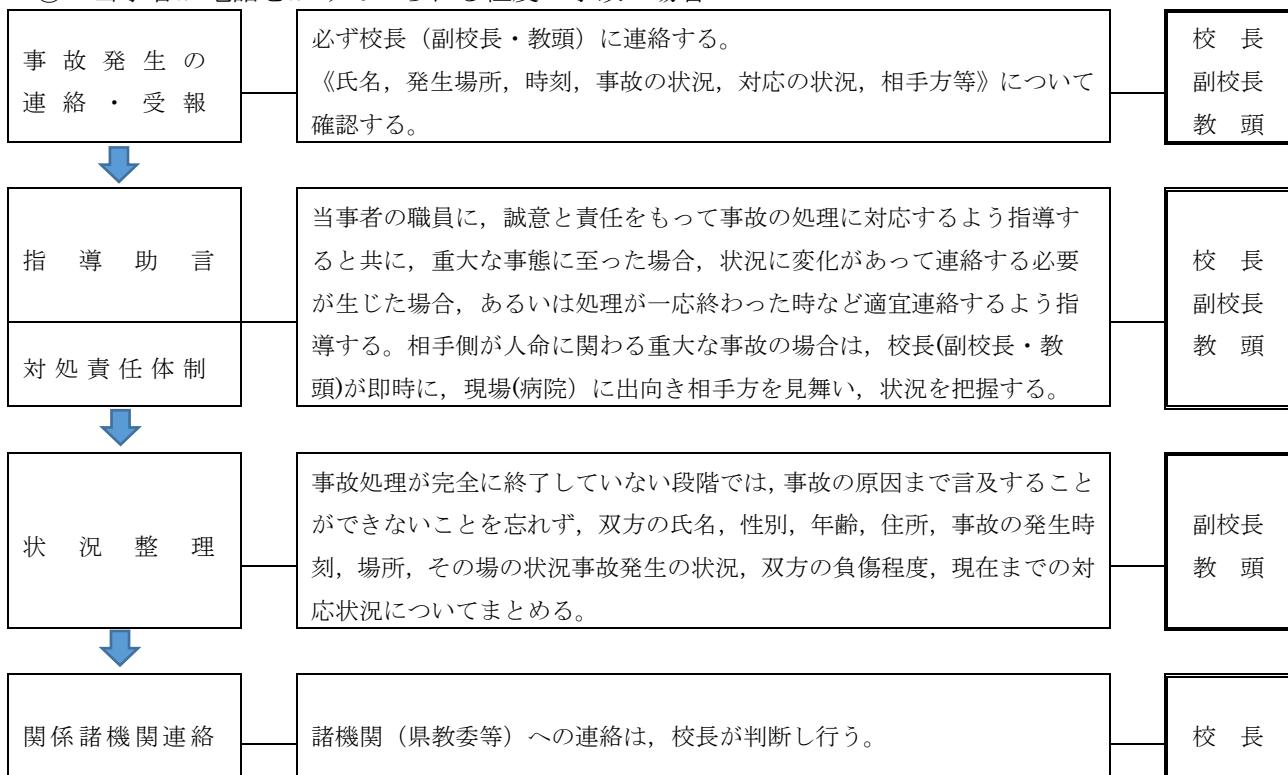
生徒	氏名 年齢(性別) 歳() 課程 学科 学年
保護者	住所 氏名 本人との続柄
事故の概要	日時: 場所: 内容:
今後の処置	
その他参考事項	

19 職員の事故

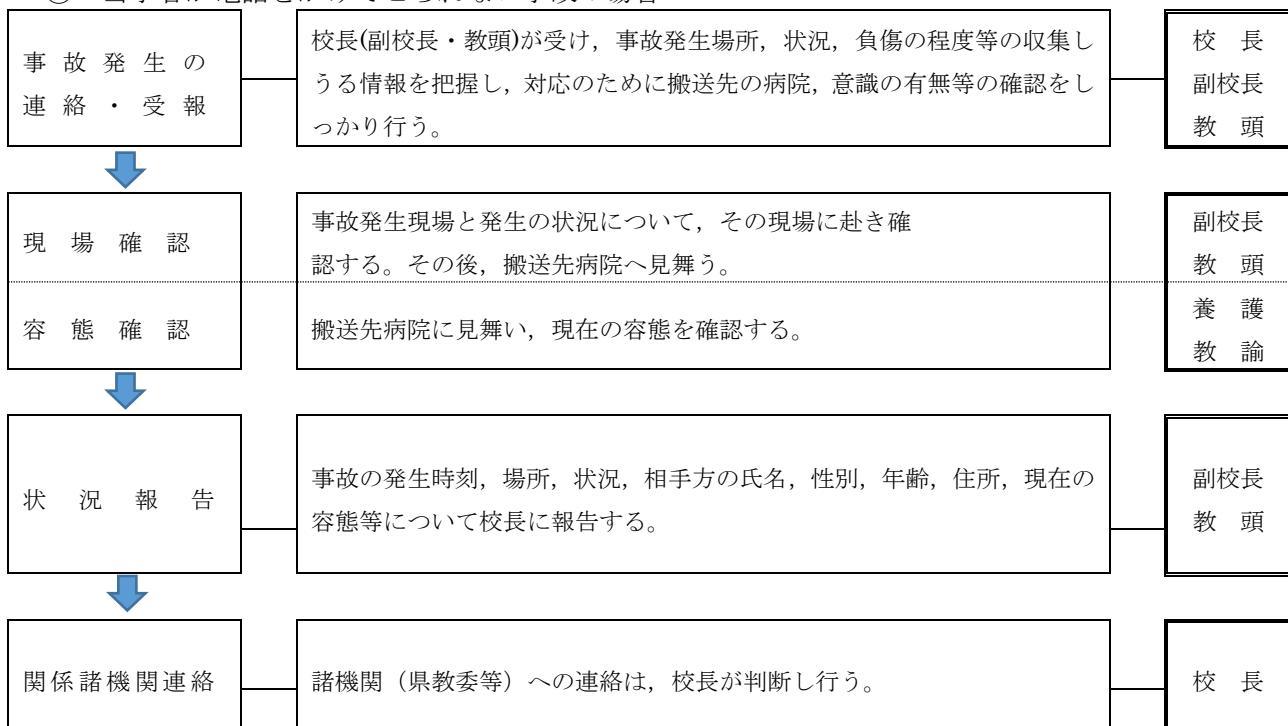
(1) 学校内における職員の事故 <生徒の場合に準じて対応する。>

(2) 学校外における職員の事故

① 当事者が電話をかけてこられる程度の事故の場合



② 当事者が電話をかけてこられない事故の場合



(3) 学校内・外の職員事故対応メモ

事故者 氏名		職 名		年 齢		電 話 番 号	局番 () —
住 所							

相手方 氏名		年 齢		性 別		電 話 番号	局番 () —
住 所							

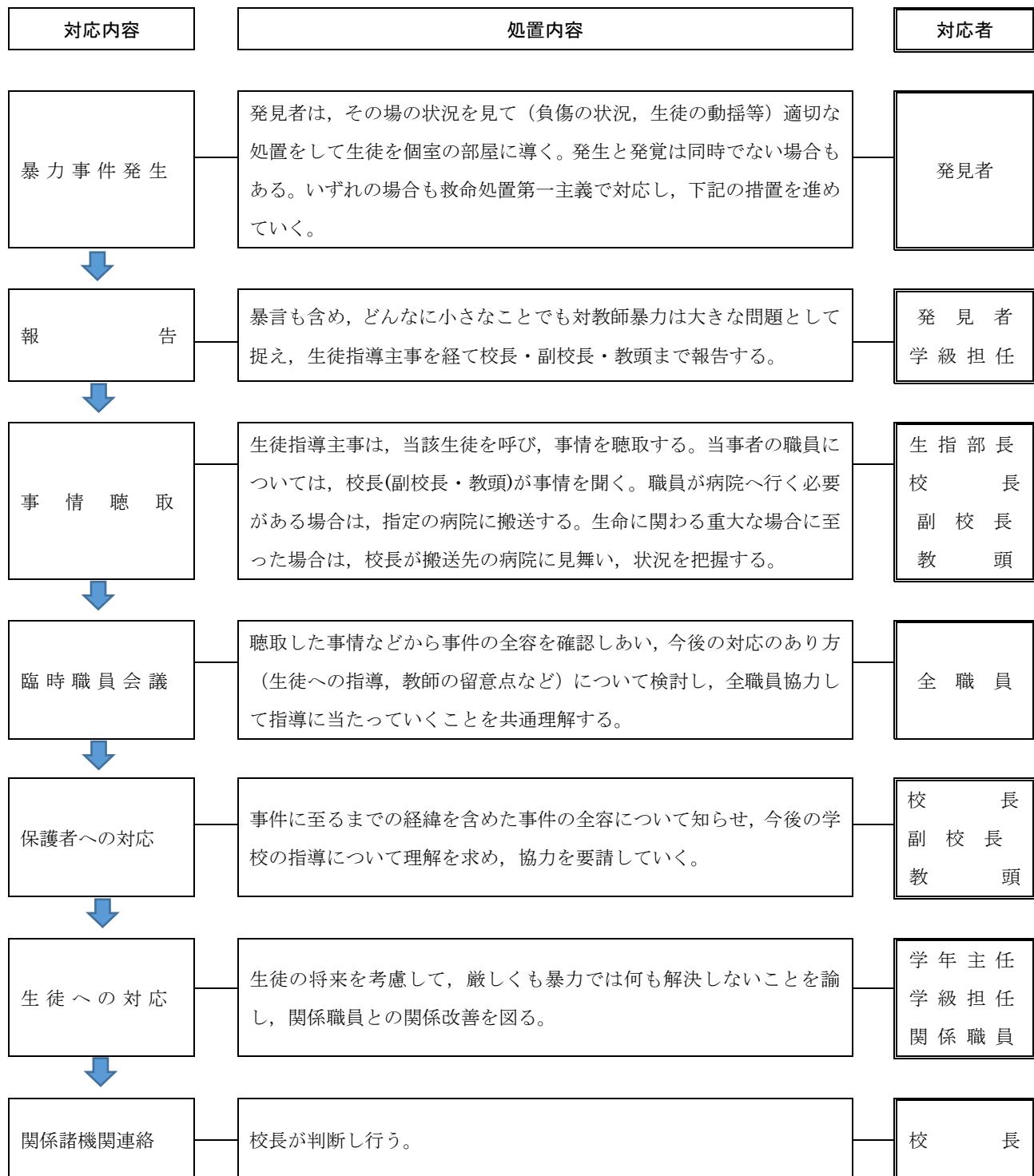
発 生 日 時	平成 年 月 日 () 曜日 時 分			発 生 場 所	
症 状 事 故 者			相 手 方		
発生現場と 発生状況等					
搬送先 病院名	病院 T E L () —			事故処理 の 有 無	() 処理済み () 未処理
病 院 で の 容 態 等 事 故 者			相 手 方		
その他の					

20 校内暴力

(1) 生徒相互の場合

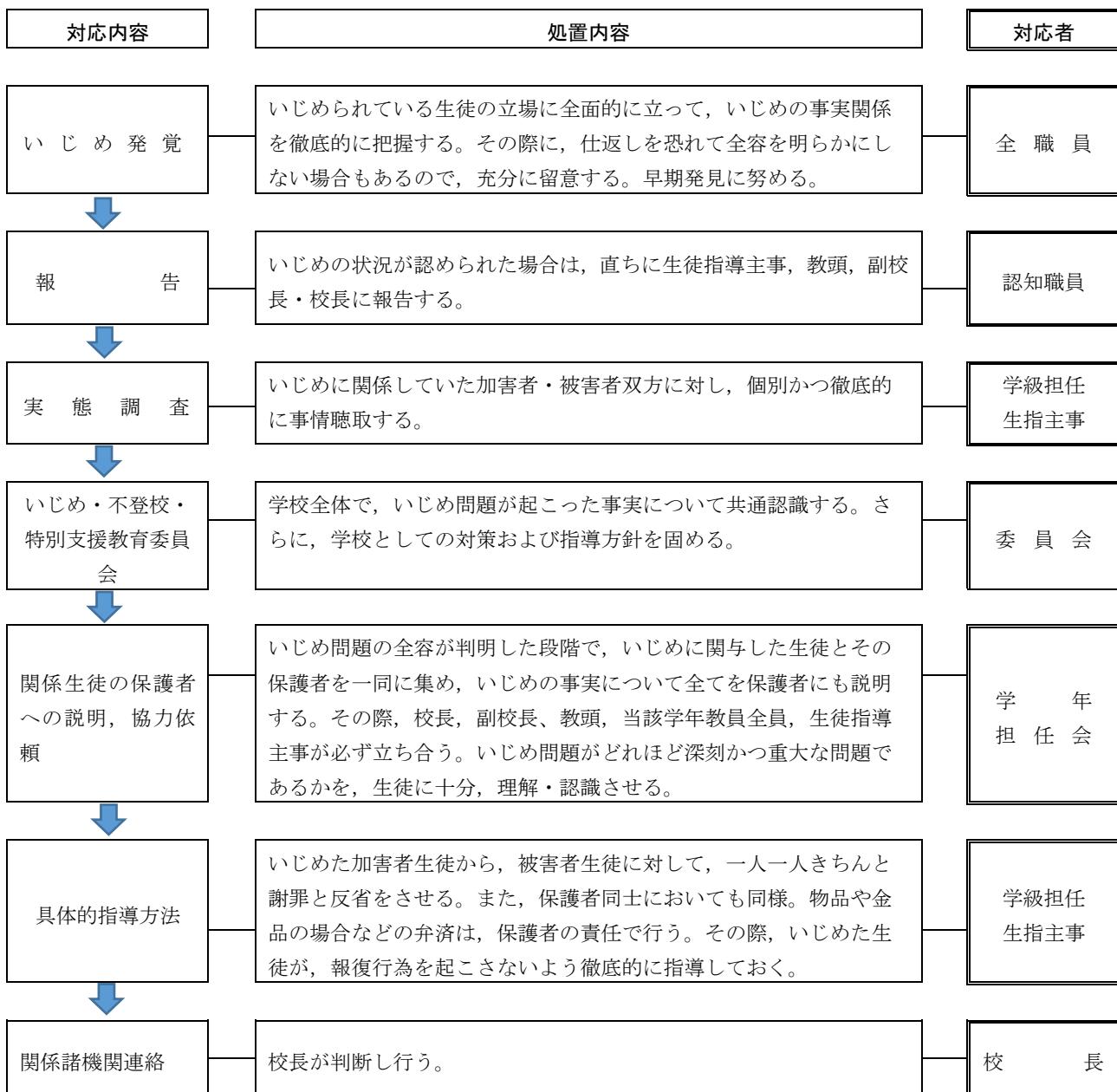


(2) 対教師暴力の場合



21 いじめ

(1) いじめ発生時の対応



* いじめ対応については、**学校いじめ防止基本方針**があり、基本方針の対応が大切である。

いじめ・不登校等対策委員会

1. 目的

校内におけるいじめ・不登校の早期発見および対策を明らかにするために設置する。

2. 構成

副校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、特別支援コーディネーター、各学年主任、教育相談係、養護教諭、(関係職員)

3. 運営

- (1) 定期的に委員会を開催し、いじめ、不登校の早期発見に努める。
- (2) 各学級担任、教育相談係は連携を密にしながら早期発見に努めていくよう心掛ける。その兆候が認められた場合は、特別支援コーディネーター、生徒指導主事並びに教頭・副校長・校長と連絡を取り、臨時に委員会を召集し、対策等について協議する。全職員に指導方法を伝える。

(2) いじめ対応メモ

発覚日時	平成 年 月 日 ()				連絡者	
発覚の状況						
被害者	年組	男・女	氏名		保護者名	(-)
加害者	年組	男・女	氏名		保護者名	
	年組	男・女	氏名		保護者名	
	年組	男・女	氏名		保護者名	
	年組	男・女	氏名		保護者名	
	年組	男・女	氏名		保護者名	
	年組	男・女	氏名		保護者名	
いじめの実態	被害者の言い分				加害者の言い分	
分析と考察						
今後の指導の留意点						
家庭との連携						